

## 第6章 保護に係る諸手続

- 1 文化財（建造物）の現状変更をする行為
- 2 文化財（建造物）の保存に影響を及ぼす行為
- 3 き損届
- 4 修理届
- 5 防災設備の機能低下又は機能不能に関する届
- 6 保存活用計画に係る手続

## 第6章 保護にかかる諸手続

伊藤家住宅の保存活用にあたって必要となる諸手続について、運用の方針を定める。  
ただし、本章の定めにおいて、明確でない行為については、その都度、岩手県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

### 1 文化財(建造物)の現状変更をする行為

#### (1) 文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の現状を変更しようとするときは文化庁長官の許可を受けなければならない(文化財保護法第43条)。現状変更の許可は文化審議会に諮問される(文化財保護法第153条2)。手続きには十分な準備と時間を要するので注意が必要である。

(運用の方針)

伊藤家住宅は、既に昭和52年に現状変更の許可を得て江戸時代の民家の姿に復原されているため、現状変更の許可を要する行為は、当面、発生しないものと想定される。

#### (2) 岩手県教育委員会の許可を要する行為

現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等は、都道府県教育委員会が行うこととされている(文化財保護法第43条、文化財保護法施行令第5条3-1)。

(運用の方針)

伊藤家住宅においては、重要文化財と一体のものとして、土地その他の物件は指定されていないため、岩手県教育委員会の許可を要する行為は想定されない。

#### (3) 許可を要しない行為

重要文化財の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、許可を要しないこととされている。(文化財保護法第43条)。

(運用の方針)

ア 維持の措置としては、次のような行為が想定される。

伊藤家住宅は、昭和52年に現状変更の許可を得て、保存修理工事において復原されている。この現状変更後の現状に復することを目的とした修理等で、同種・同材・同仕様による場合は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものと考えられる。ただし、事前に修理届を提出する必要がある。

建造物のき損の拡大を防止するために必要な応急処置は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものとされている。また、経年による梁等の垂下の進行を止めるための支柱の設置等はこれに該当すると考えられる。ただし、き損届を提出する必要がある。

イ 非常災害のために必要な応急処置としては、次のような行為が想定される。

被災した建造物において、例えば、脱落した部材等を回収・収容する行為、倒壊防止のために傾斜した柱や破損のおそれのある梁等に支柱を添える行為、建具を失った開口部を応急に閉鎖する行為等は、応急処置として現状変更の許可を要しないものとされている。ただし、き損届を提出する必要がある。

災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は、応急処置に準じて運用する。例えば、外壁の開口部において、建具の飛散を予防する目的で仮に板を打ち付ける行為などを想定する。適切な方法について事前に検討し、岩手県教育委員会及び文化庁と協議することが望ましい。また、実施した措置については、岩手県教育委員会を通して文化庁に報告することが望まれる。

## **2 重要文化財（建造物）の保存に影響を及ぼす行為**

### **(1) 文化庁長官の許可を要する行為**

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条）。保存に影響を及ぼす行為の許可は文化審議会に諮問される（文化財保護法第153条2）。手続きには十分な準備と時間を要するので注意が必要である。

（運用の方針）

重要文化財（建造物）に対して直接手を加えることのない行為であるが、その保存に影響を及ぼすおそれがある場合は文化庁長官の許可を受けるものとされている。例えば、重要文化財（建造物）の近傍における大規模な地面の掘削や斜面整備等が該当する。伊藤家住宅においては、敷地北側の町道を整備しようとする場合、主屋の北側および西側の斜面を整備しようとする場合、北側に近接する樹木の根株を掘り起こそうとする場合等が想定される。

### **(2) 岩手県教育委員会の許可を要する行為**

保存に影響を及ぼす行為の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の許可は、都道府県教育委員会が行うこととされている（文化財保護法第43条、文化財保護法施行令第5条3-1）。

(運用の方針)

伊藤家住宅においては、重要文化財と一体のものとして、土地その他の物件は指定されていないため、岩手県教育委員会の許可を要する行為は想定されない。

### **(3) 許可を要しない行為**

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微である場合は、許可を要しないこととされている。(文化財保護法第43条)

(運用の方針)

伊藤家住宅においては、前2(1)項に示す斜面整備であっても敷地の東辺及び南辺で行うときは、重要文化財(建造物)からの離隔距離が十分なものとして、影響が軽微なもののみなされる可能性がある。またイベント等で重要文化財(建造物)の内外に仮設物を設置するとき、それが一時的なものであり、かつ重要文化財に接触する部分において十分な保護措置がなされるならば、影響が軽微なもののみなされる可能性がある。

なお、受動火災報知設備の機器更新等は、通常、影響の軽微なものと考えられる。保存に影響を及ぼす行為の取扱いについては、事前に岩手県教育委員会を通して文化庁に照会することが望ましい。

本計画では特に以下の行為については、保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微なものと考えられる。ただし、管理受託者が行おうとする場合は、所有者(担当：花巻市教育委員会)の確認を得ることとする。

管理上の必要により板間に机等を設置する行為。

展示計画により「どま」に展示台を設置する行為。

管理上の必要により柱等に釘を打ち込む行為。ただし、釘は長5cm以下とし、木ねじの使用は認められない。

## **3 き損届**

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損したときは、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない(文化財保護法第33条)。届出書は所定の事項を記載したものとする(国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条)。

## **4 修理届**

重要文化財を修理しようとするときは、修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官に届け出なければならない(文化財保護法第43条の2)。届出は所定の事項を記載したものとする(国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則)。

(運用の方針)

き損の拡大を防止するために必要な応急処置を実施する場合は修理届を要しない。ただし、き損届を提出する必要がある。また、実施した処置の内容については岩手県教育委員会を通して文化庁へ報告することが望ましい。

## **5 防災設備の機能低下又は機能不能に関する届**

国庫補助事業によって設置した防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告しなければならない(文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱第4条(18)(特殊条件防災施設整備関係の場合)。

(運用の方針)

伊藤家住宅の防災施設は国庫補助事業によって設置したものであり、上記の報告義務がある。

## **6 保存活用計画に係る手続き**

本保存活用計画は、その策定、改正について以下の手続きを行うものとする。

### **(1) 計画の提出**

重要文化財(建造物)保存活用計画は、岩手県教育委員会を経て文化庁へ提出するものとする(「重要文化財(建造物)保存活用計画の策定について(通知)」(平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知)第12項)。

### **(2) 計画の変更**

保存活用計画の内容を変更したときは、岩手県教育委員会を経て文化庁へ提出するものとする(「重要文化財(建造物)保存活用計画の策定について(通知)」(平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知)第15項)。この場合、変更しようとする内容について岩手県教育委員会および文化庁と事前に協議することが望ましい。

## 卷末資料

指定説明及び現状変更説明（文化庁資料）

伊藤家住宅要旨二 別表（文化庁資料）

参考資料 昭和54年修理前住宅図面（昭和54年修復報告書より）

【指定説明 昭和51年2月3日指定】

伊藤家住宅（岩手県和賀郡東和町）一棟

岩手県和賀郡東和町田瀬第一地割一七〇番地 伊藤喜四郎

伊藤家は田瀬ダムの南、覚間沢の山間部に建つ曲り屋である。この地は旧仙台藩領江刺郡との藩境に接した盛岡藩領最南端部にあたり、直屋と曲り屋の混在する地域である。

当家の由緒及び住宅の建設年代とも明らかでない。この住宅は曲り屋の中で最も小規模なものの一つで、建設年代は十八世紀前半とみられる。しかし、突出部は新しく十九世紀中頃に建てられたらしい。

建物は南面し、桁行十三・八メートル、梁間八・七メートルの主屋部に桁行五・六メートル、梁間四・八メートルの小さな馬屋を突き出し、大戸口は突出部内側に付く。

主屋部は上屋の梁間四間で、もとは下屋がなく、棟通りで室が前後に分けられる。

平面は整形四間取りを基本とし、板敷の「だいどこ」が土間に張り出す。突出部は大部分が馬屋となり、突出部東側は主屋部と二十三センチメートル柱筋がずれる。

復原すると「なかま」前面は西端間が片袖壁引込戸で鴨居が現在より三七・四センチメートル下につき、敷居が礎石直上におかれることとなり、かつその東は大壁となる。このことから少くとも「なかま」は土間又は土座であったことが考えられる。この大壁は「なかま」前面東端柱でとまり、しかも「なかま」と土間境の前面より半間北柱東面にはませ棒の痕跡があるので、建築当初の馬屋は土間前面にわずかな突出部を出して設けられていたことが考えられる（注）。

伊藤家住宅は岩手県南部の農家として平面・構造とも古形式をもち、かつ、旧情をよく留めている遺構である。

注 馬屋は内廐で、前面半間が開放の土間であった可能性も考えられるが、「なかま」前面東端柱、および東側通り、南端柱などの風蝕が少なく、疑問が残る。

【現状変更説明 昭和53年3月24日許可】

伊藤家住宅（岩手県和賀郡東和町）

伊藤家は盛岡藩領最南端部に位置し、この地域は直屋と曲り屋が混在することが一特色となっている。当家の由緒は明らかでないが、十八世紀に分家した家（注一）であり、その住宅はこの地方としては小規模なものの一つである。

建物は当初内馬屋をもつ直屋（注二）として十八世紀後半に建設されたが、十九世紀後半にいたり、馬屋を突出部として増設し、曲り屋となった（注三）。当初は「ざしき」と「でい」の二室と、「でい」下手の板間および内馬屋からなる間取であったが、曲り屋の増設と前後する時期に内馬屋を撤去し、「ざしき」と「でい」下手の板間と土間部分に「おかみ」と「なかま」（注四）の二室にととのえ整形四間取に改変した。この後は大きな改造はないが、柱間装置や建具を換え、また側通りの一部に土台を入れるなど小さな変更がある。

今回の解体修理に際し、当初の姿がほゞ明らかになったので、これを機会に当初の姿に復旧しようとするものである。

（注一）過去帳から知られるこの家の初代は天明年間に亡っている。

（注二）内馬屋は二間、二間半ある。マセ棒の穴など使用した顕著なあとが認められないから、こゝを実際に馬屋として使用したか否かは疑問である。

（注三）この曲り屋では洋釘を使用している。

（注四）この部分も洋釘を使用している。

一、増築部及び後補の間仕切を撤去して、柱を旧位置に建て間取りを旧規に復する。

（一）北面炊事場を撤去する。

主屋北面東端から下屋をおろして作った掘立て丸太建て、杉皮葺の炊事場である。近年の建設になるものであり、当初はなかったのを撤去する。

（二）南面突出部を撤去するとともに、南側通りの東より一間に柱一本を復し、その柱の西の間に大戸口を復する。

南面突出部（馬屋）は洋釘を用いた十九世紀後半の建増しである。主屋の東南隅柱に西及び北からくる足固貫はこの柱でコネホゾとなっているので、この柱が本来隅柱であることを示している。また東南隅部でタルキを扇状に配しているのも、もとは突出部がなく直屋であったことを示している。この住宅は内馬屋をもっており、突出部（馬屋）は後補で新しい建物であるので撤去する。

東南隅柱とこの柱から南二間に建つ柱の対応面に、地覆、足固貫、付鴨居、内法貫の仕口が対応している。たゞし南柱の足固、内法の貫穴は北面でコネホゾとなっているので、北側には壁がつかず、北柱には壁がつくことがわかる。南北両柱間の中央、桁下端に柱ホゾ穴があるので、こゝに柱を復する。以上痕跡から、南の間を大戸口、北の間を壁とした大戸口の構えを復する。

（三）土間内部の間仕切と、背面西寄の板床、かまど等を撤去して柱七本を建て、桁行二間、梁間二間半の「まや」を復する。また土間北面東より一間半に柱一本を復する。

土間内部の間仕切りおよび背面西寄の板床、かまど等は所有者が、最近作った新しいものであるため撤去する。

土間北面東より一間半の桁下端に柱ホゾ穴があるので、こゝに柱を復する。

南側通りから半間内側を通る梁下端には、東から半間および一間の一に柱ホゾ穴がある。また南側通りから北三間の位置を通る梁下端には東から半間毎に三箇所柱ホゾ穴がある。東側通から西二間の位置を通る頭繋の梁の下端には、南から一間半および二間半の位置に柱ホゾ穴がある。したがってこの筋には二間半にわたって半間ごとに柱が建つことになる。以上の柱ホゾ穴に柱を建て、また旧東から存在する柱によって、南側通りから半間内側に入った位置を南側とし、東側廻りを東側とした二間・二間半の部分（たゞし西北隅を欠く）ができる。この西南隅柱の東面にはマセ棒穴があり、ここが馬屋であったことがわかる。ただマセ棒穴には摩耗した跡が少ないので、馬屋としてはあまり使用されなかったか、あるいは建築後早い時期に撤去したことが考えられる。

（四）「おかみ」の東一間通りと「なかま」の床を撤去して「どま」に復する。

「おかみ」の東一間通りと「なかま」の床は洋釘でとめてあり、部材、手法とも新しい。さらに現「おかみ」と「なかま」境の東端柱の西面に壁付痕仕口がなく、中央柱は床下まで煤けている。また西および北からこの柱に達している大引はコネホゾとなっており、この柱位置が床があった東南隅であることを示す。現「なかま」と「ざしき」境の中央柱に根太掛がなく、また「なかま」南面西端間は外からの出入口となる痕跡をもっている。以上のことから「おかみ」の東一間通りと「なかま」にもとは床がなかったことがわかるので、これを撤去する。

（五）南面の縁を撤去して土庇柱二本、北面に土庇柱三本を復する。

南縁廻り縁下の各柱根はともに相当の風蝕がみられ、縁繋ぎの柱への仕口は粗雑で、洋釘打ちをしており、新しく設けたものであるので、これを撤去する。また南側通り西隅柱および西から第六の柱には庇繋ぎの仕口がある。これらの中間の三本の柱に庇繋ぎの仕口とみられるホゾがあるが、たゞ前二者より小ぶりである。これらの庇繋ぎの仕口により土庇を復する。

北側通りの西から一間、二間半、三間半の位置にある側柱の北面には庇繋ぎの仕口があるので、南面同様に土庇を復する。

（六）西面北より第六間に柱を復する。

この位置は引違戸となっているか、その中央部に柱上部と柱下部が残っており、西側通で、この柱の前後に建つ二本の柱には大壁の痕跡があるので、この位置に柱を建て大壁に復する。

（七）北面、西面の側廻りの土台を撤去して柱を礎石建てに復する。

この土台は、三十年ほど前に柱根を切断して差入れて補修したものであり、以前は他と同様に礎石建てであったので、この土台を撤去し、柱を礎石建てに復する。

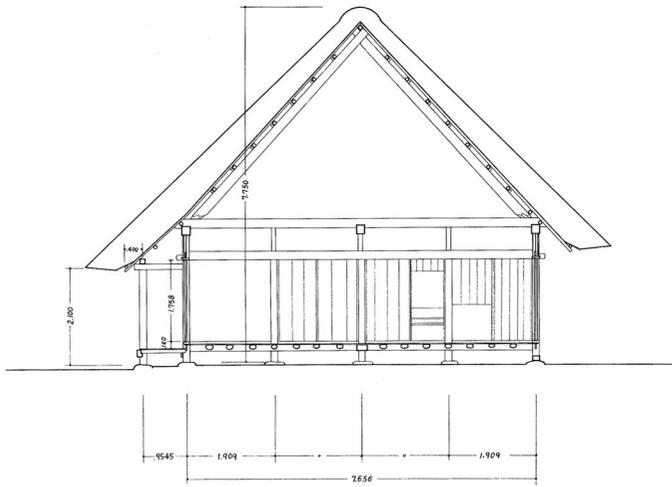
二、柱間装置を別表のように復旧整備する。

## 伊藤家住宅要旨二 別表

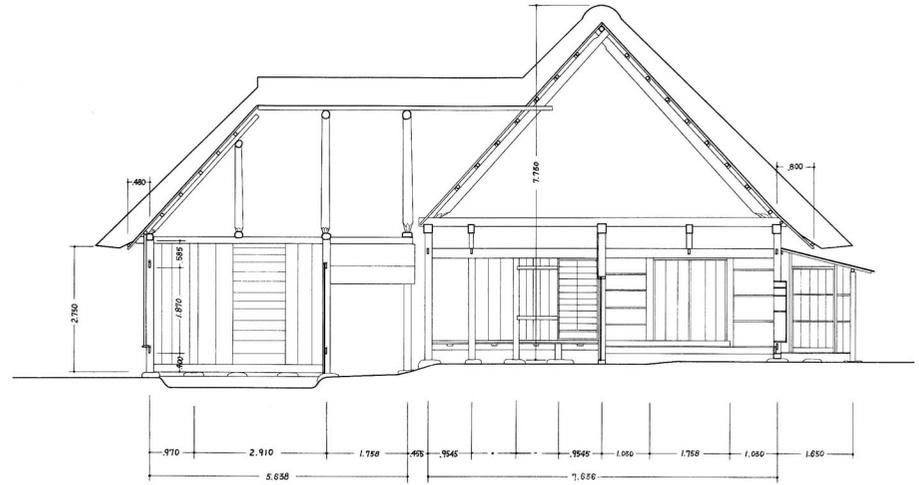
(原資料縦書のため、「同右」は「同上」と読み替え)

番号	位置		現状	変更	資料
1	南面	東より第一間	開放	大壁	足固め、内法貫穴
2		" 第二間	同右	大戸口	柱対応面に内法楣、付鴨居、地覆仕口穴
3		" 第六間	板戸引違	袖壁付板戸片引	柱対応面に楣、地覆、東柱内面に胴縁穴
4		" 第七間	同右	袖壁付板戸、明障子片引	東柱内面に胴縁穴、敷居残存
5		" 第八間	袖壁付板戸片引	板戸引違、内明障子一本引	柱対応面に袖壁痕なし、整備
6	西面	南より第一、四、六、七、八間	各間真壁	各間大壁	柱面に万力欠
7		" 第二、三間	板戸引違	中央に柱を建て各間大壁	同右
8		" 第五間	板壁	大壁	同右
9	北面	西より第三、五間	各間袖壁付板戸片引	各間袖壁付板戸、明障子片引	敷鴨居二本溝
10		" 第四間	物入、戸棚	真壁	柱対応面に木舞穴
11		" 第六、七間	同右	各間大壁	柱面に万力欠
12		" 第八間	戸袋	窓	柱対応面に敷鴨居縦棧彫込仕口
13		" 第九、十間	ガラス戸	中央に柱を建て各間大壁	柱面に万力欠、中央柱内法上柱面にも万力欠
14		西より第十一間	物入、戸棚	大壁	柱面に万力欠
15		" 第十二間	板戸片開	同右	同右
16	東面	北より第一間	ガラス戸	窓	柱対応面に敷鴨居大入仕口
17		" 第二、三間	ガラス戸片引	各間大壁	柱面に万力欠
18		" 第四間	戸袋	大壁	同右
19		" 第七間	板戸片引	同右	同右
20	「まや」	南側 西の間	開放	ませ棒	ませ棒穴
21		周辺 各間	各間開放	各間板壁	足固め、内法貫穴
22	「おかみ」	南側	板戸引違	開放	敷鴨居の仕口なし
23		西側 南の間	板戸及び仏壇	板戸引違	差物、敷居(二本溝)残存
24		" 北の間	板壁及び開戸	同右	同右
25	「ざしき」	東側 南の間	開放	板壁	胴縁穴
26		北側西より第一、二間	各間板壁	各間板戸引違	敷鴨居残存、建具整備

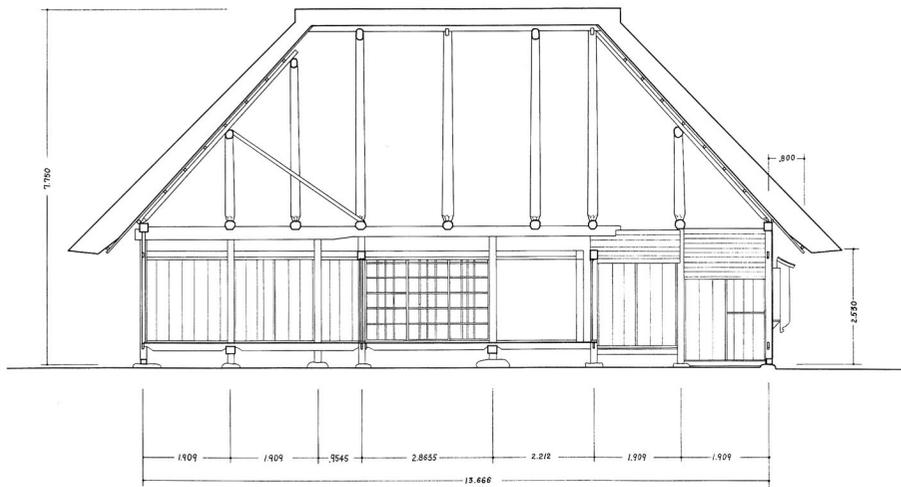




梁間断面図(ざしき)

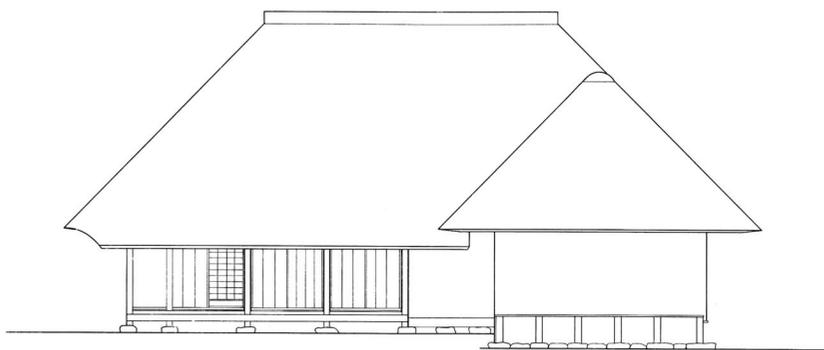


梁間断面図(どま)



桁行断面図

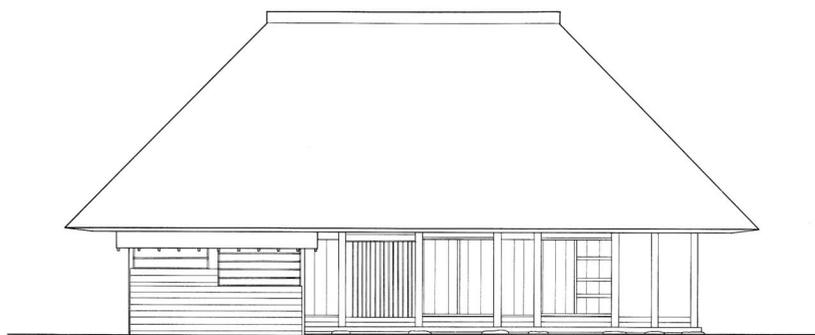
修理前主要断面図



南面



西面



北面



東面